

令和6年8月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	あさみ観光バス株式会社（法人番号：9060001019752） 代表者 新井豊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県足利市堀込町1933-2 (群馬営業所) 群馬県太田市高瀬町61-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月21日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(5)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)、(6)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ブレイン (法人番号: 1020002006934) 代表者 鈴木実、鈴木徳弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市都筑区北山田3-3-26 (千歳台営業所) 東京都世田谷区千歳台4-3-16-403
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月23日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	J T S株式会社 (法人番号: 7030001111282) 代表者 孫 権威
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都清瀬市中里4-1323-3 (本社営業所) 東京都清瀬市中里4-1323-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 20点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社坂本観光バス (法人番号: 6011802028370) 代表者 坂本績
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区小菅1-26-3 (足立営業所) 東京都足立区六木2-7-2-105
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月20日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)